

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項中「第5項から前項まで」を「前3項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則第2項から第30項までを削る。

附則第31項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第32項中「第4条」を「（昭和59年法律第71号）第4条」に、「第5条」を「（昭和59年法律第87号）第5条」に、「第2条第2項」を「（昭和28年法律第182号）第2条第2項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第33項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第4項とし、附則第34項を附則第5項とする。

附則第35項中「条例第38号」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下「条例第38号」という。）」に、「附則第35項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第36項を附則第7項とする。

附則第37項中「附則第35項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第38項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第9項とし、附則第39項から第41項までを29項ずつ繰り上げる。

附則第42項中「第4条第1項第6号イ」を「（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第6号イ」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第43項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第4項の改正規定及び次項の規定は令和4年7月1日から、同条第8項第5号の改正規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他こ

れに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第35項」を「附則第6項」に改める。

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月県条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「並びに附則第35項から第37項まで」を「並びに附則第6項から第8項まで」に改める。

#### 提 案 理 由

雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員の退職手当についての改正措置に準じ、失業者の退職手当の支給要件について所要の措置を講ずる等のため提案するものである。

議第70号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課」を「健康福祉部コロナ収束総合企画課」に改める。

第6条の6第1項第1号中「産業労働部商工産業政策課」を「産業労働部産業創造振興課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県の組織の変更に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第71号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第423号の6中「基づく長期優良住宅建築等計画」を「基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号の表に次のように加える。

ハ 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	18,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	34,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	56,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	93,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	149,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	227,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	387,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	490,000円
		戸数が300戸を超えるもの	556,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	69,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	162,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	260,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	513,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	919,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,580,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	2,923,000円	

	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
	戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円

第2条第1項第423号の7中「基づく長期優良住宅建築等計画」を「基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同号の表に次のように加える。

ハ 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	9,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	17,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	28,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	46,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	74,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	114,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	193,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	245,000円
		戸数が300戸を超えるもの	278,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	34,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	81,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	130,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	257,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	460,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	790,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,462,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,088,000円
		戸数が300戸を超えるもの	2,558,000円

第2条第1項第423号の9中「基づく認定計画実施者の」を「基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた」に、「認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定を申請する者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第72号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第35条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第38条の3の見出し及び第38条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第74条第1項中「取得の日から10日」を「の取得の日から1月」に改め、「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第74条第2項を次のように改める。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させることができる。

第76条中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に、「よつて」を「より」に、「おいては」を「は」に、「損かい」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第78条第2項中「次の各号」を「当該土地の取得の日から1月以内に、次」に改め、「、第74条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を削る。

第80条の2第3項中「次」を「当該住宅の取得の日から1月以内に、次」に改め、「、第74条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削り、同条第5項中「よつて」を「より」に改める。

第80条の4第3項中「次の各号」を「当該不動産の取得の日から1月以内に、次」に改め、「、第74条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際にあわせて」を削り、同条第6項中「の各号」を削る。

附則第3条の3第1項中「附則第29条第1項」を「附則第29条」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

附則第8条の2第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」を「受けた場合」に改め、「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条及び第34条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第10条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第12条の5第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第45条の2第1項の規定による申告書」を「所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）に

において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。)に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第4項中「の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書」を「確定申告書」に改め、「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)」を提出しているときを「確定申告書を提出しているとき(租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。)」に改める。

附則第13条の9第1項中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める。

附則第14条の3第5項中「に」と、同項第2号」を「と、同項第2号」に改める。

附則第15条第2項中「第74条の規定による申告をする際」を「当該農地等の取得の日から1月以内」に改め、「の各号」及び「併せて」を削る。

附則第19条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附則第22条第1項の表中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項中「第5項から第8項まで」を「第6項から第10項まで」に改め、同項の表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「第5項から第9項まで」を「第6項から第10項まで」に改める。

附則第29条第1項を削り、同条第2項中「附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに」を「附則第5条の4の2第3項及び」に、「附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第22条第3項」を「これらの規定」に、「「令和4年」を「、「令和4年」に改め、同項を同条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14条の3第5項及び第19条第1項の改正規定 公布の日

(2) 附則第13条の9第1項の改正規定 令和4年10月1日

(3) 第74条第1項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定並びに同条第2項、第76条、第78条第2項、第80条の2第3項及び第5項並びに第80条の4第3項及び第6項の改正規定並びに附則第15条第2項の改正規定並びに附則第8項の規定 令和5年4月1日

(4) 第35条の2の改正規定並びに附則第8条の2第2項の改正規定、同項各号を削る改正規定並びに附則第12条の5第1項及び第4項の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和6年1月1日

##### (県民税に関する経過措置)

2 改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)附則第5条の4の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住

宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第22条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第29条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第5条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第29条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例（以下「6年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 6年新条例附則第12条の5第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る山形県県税条例の一部を改正する条例（令和4年6月県条例第 号）附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例附則第12条の5第4項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 8 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例（以下「5年新条例」という。）第74条第1項及び第2項、第78条第2項（5年新条例第80条の3第3項において準用する場合を含む。）、第80条の2第3項並びに第80条の4第3項（5年新条例第80条の6第2項において準用する場合を含む。）並びに附則第15条第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限及び不動産取得税の賦課徴収に係る申告書等の提出期限を延長する等のため提案するものである。

## 議第73号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第2号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

第2条の2中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び第2条の2の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 改正前の第2条第1号に規定する中小連結法人については、改正後の同号に規定する中小通算法人とみなして、同号の規定を適用する。

提 案 理 由

地方活力向上地域における課税免除等の適用期間等を延長する等のため提案するものである。

議第74号

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例  
の制定について

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例  
山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例（令和3年7月県条例第50号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第  
2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第  
10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

## 議第75号

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条第1号及び第2号イ中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同号ロ中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

第9条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第6条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため提案するものである。

議第76号

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県民生委員の定数に関する条例（平成27年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「351人」を「349人」に、「81人」を「82人」に、「75人」を「74人」に、「96人」を「98人」に、「24人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

提 案 理 由

世帯数の変動等に伴い、民生委員の定数を変更するため提案するものである。